

# 監事監査報告書

平成28年5月19日

学校法人阪南大学  
理事会 御中  
評議員会 御中

監事 櫻井 善信

監事 船木 克容

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人阪南大学寄附行為第11条の規定に基づき、学校法人阪南大学の平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業務及び財産の状況を監査した。

## 1. 監査の方法の概要

監事は理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し主要な部署において業務及び財産の状況を調査した。

また、会計監査人（下竹会計事務所）と連携をとり、平成27年度の計算書類について説明を受け、計算書類、事業報告書に検討を加えた。

<監事による理事の業務執行監査及び業務監査等の状況>

平成27年	2月26日	理事会・評議員会に出席
平成27年	5月20日	会計監査人からの説明、業務監査
平成27年	5月21日	理事会・評議員会に出席
平成27年	5月25日	業務監査（教学監査、副学長と面談）
平成27年	8月19、20日	私大連盟主催「監事会議」参加
平成27年	10月21日	文部科学省主催「学校法人監事研修会」参加
平成27年	10月28日	業務監査
平成28年	2月15日	業務監査
平成28年	2月25日	理事会・評議員会に出席
平成28年	5月19日	会計監査人からの説明、業務監査

## 2. 監査の結果

- (1) 学校法人阪南大学の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、学校法人阪南大学の財産の状況を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、主要な事業が記載されており、各事業が適正に執行されているものと認める。

以上